別表第三の一中「二千百億円を超える額があるときは」を「九〇〇MHz帯開設計画の認定においては二千百億円、七〇〇MHz帯開設計画の認定においては千五百億円を超える額があるときは、」に改め、同表の二中「認定日」の下に「（九〇〇MHz帯開設計画の認定においては第三項第一号に規定する認定日、七〇〇MHz帯開設計画の認定においては第七項第一号に規定する認定日とする。）」を、「全国の三・九世代移動通信システムの基地局」の下に「（九〇〇MHz帯開設計画の認定においては九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するもの、七〇〇MHz帯開設計画の認定においては七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用するものに限る。この二において同じ。）」を加え、同表の三1中「第五項」の下に「（七〇〇MHz帯開設計画の認定においては、第九項）」を加える。

○総務省告示第百六十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日　　総務大臣　川端　達夫

表中「900MHzを超え915MHz以下」を「718MHzを超え748MHz以下、900MHzを超え915MHz以下」に、「945MHzを超え960MHz以下」を「773MHzを超え803MHz以下、945MHzを超え960MHz以下」に改める。

○総務省告示第百六十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第三項の規定に基づき、及び同項を実施するため、平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を次のように定める。

平成二十四年四月十七日　　総務大臣　川端　達夫

一　周波数

七三三MHzを超え八〇三MHz以下

二　申請期間

平成二十四年四月十七日（火）八時三十分から同年五月二十五日（金）十七時十五分までの間

三　申請の提出先

総務大臣又は任意の総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長

四　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　電話〇三（五二五三）五八九三

五　申請要領

開設計画の認定を受けようとする者が認定の申請を行うための要領その他の必要な事項は、別に公表する。

○総務省告示第百六十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日　　総務大臣　川端　達夫

第二項第二号中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同号の表感度の項陸上移動局の欄中「九〇〇MHz」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHz」に改める。

第七項第一号の表感度の項陸上移動局の欄中「九〇〇MHz」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHz」に、「チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHz」を「チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHz」に改める。

○総務省告示第百六十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四第一項第二号ハ、ニ及びホ、第四十九条の六の五第一項第二号ロ、ハ及びニ並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日　　総務大臣　川端　達夫

第二項中「八一五MHzを超え八九〇MHz以下」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下」に改め、同項第一号(1)アの表中「九四五MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九四五MHz」に改め、同(1)イの表八・五MHz以上一二・五MHz未満の項を次のように改める。

八・五MHz以上一二・五MHz未満（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局を除く。）	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四七・五デシベル低い値
八・五MHz以上一二・五MHz未満（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四七・五デシベル低い値。ただし四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数帯においては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値